

# 定 款

株式会社ジー・スリーホールディングス

平成 23 年 3 月 1 日作成

平成 25 年 11 月 28 日変更

平成 28 年 1 月 5 日変更

平成 28 年 11 月 29 日変更

平成 29 年 11 月 29 日変更

平成 30 年 2 月 16 日変更

平成 31 年 3 月 1 日変更

令和 2 年 11 月 27 日変更

令和 3 年 11 月 26 日変更

「株式会社ジー・スリーホールディングス 定款」

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ジー・スリーホールディングスと称し、英文では G Three Holdings CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を自ら営むこと、または次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理することを目的とする。

- (1) コンピューターのハードウェア・ソフトウェア及びデータベースシステムの開発、売買、賃貸借、保守、コンサルティング
- (2) 各種情報の収集、処理及び提供に関する事業
- (3) 通信販売業
- (4) 衣料品、日用雑貨品、装飾品、化粧品、健康食品、キャラクター商品の企画、開発、製造、販売及び輸出入
- (5) 著作権、著作隣接権、肖像権、工業所有権その他の無体財産権及びノウハウの取得、企画開発、使用許諾、保守及び販売業
- (6) 広告、広報に関する企画及び制作及び出版物の企画、発行並びに販売
- (7) 店舗・飲食店、スポーツ施設、宿泊施設及び医療施設の経営、フランチャイズチェーン加盟店の募集並びに加盟店の経営指導、各種コンサルティング業務、インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (8) 衛生機器、高度管理医療機器等を含む産業機器のデザイン、企画、製造、卸、販売、賃貸及び輸出入
- (9) 電気通信事業、放送業
- (10) 古物の仕入及び販売、古物の売買の媒介、取次及び代理、古物の修理・整備・解体、古物の保管業務及びこれらに付随する事業
- (11) 環境エネルギー事業
- (12) 発電並びに電気の供給及び販売、これらに関連する装置、部品及び用品の製造、販売、賃貸、輸出入、技術供与その他一切の業務並びに投資
- (13) 工場設備、施設の総合的計画、設計、建設、運転、保守、管理及びそのコンサルティング並びにこれらに関連する機器、装置の製造、販売、修理、検査、輸出入その他一切の業務並びに投資

- (14) 製錬、金属加工事業及び有機物処理事業
- (15) 非鉄金属及び金属加工品の製造、販売及び輸出入
- (16) 合成樹脂及びその成形品並びに各種の化学工業品の製造、加工、販売及び輸出入
- (17) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業
- (18) 動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業
- (19) 損害保険業及び生命保険募集事業
- (20) 労働者派遣事業
- (21) 金銭の貸付、金銭貸借の媒介、保証、有価証券の売買ならびに運用業務、クレジット業務、金融商品取引法にもとづく第二種金融商品取引業
- (22) その他商業、サービス業及びこれに付随する事業

2 当社は、前項各号及びこれに附帯関連する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は70,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売渡すことを当社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利制限)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の

取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(基準日)

- 第 15 条 当社は、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、8 月 31 日の経過後、その事業年度に関する定時株主総会までに発行された株式(新株予約権の行使によるものを含む。)について、前項の株主に加え、8 月 31 日と異なる日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを定めることができる。
- 3 前 2 項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 8 名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
  - 4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は、電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(相談役及び顧問)

第28条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に規定する取締役(業務執行取締役であるものを除く。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 33 条 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 36 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 38 条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって毎年 8 月 31 日を基準日として、同日の最



終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第 39 条 当社は、毎年 2 月末日を会社法第 454 条第 5 項の規定による中間配当(以下、「中間配当」という。)の基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当(中間配当金を含む。)には利息をつけない。

## 附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 6 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任についての損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。

以上